

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

フランス共和国

食品表示

1. 消費者への食品情報の提供に関する規則： 2011年10月25日の欧州議会及び理事会規則 REGULATION (EU) NO 1169/2011 ON THE PROVISIONS OF FOOD INFORMATION TO CONSUMERS (FIC 規則)	1
---	---

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

フランスは EU 加盟国 27 か国の1つであり、農業と衛生に関する規則として、EU 規則を適用している。EU 規則の下、自国の規則を策定することはできるが、あくまでも EU 規則に則ったものでなくてはならず、一加盟国が EU 規則よりも軽減した規則をつくることはできない。フランスでは、県レベルでの条例や規則はなく、EU 規則に基づいて国内法規制を行っている。

1. 消費者への食品情報の提供に関する規則： 2011 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会規則 Regulation (EU) No 1169/2011 on the Provisions of Food Information to Consumers (FIC 規則)

欧州委員会は、2008 年 1 月 30 日、新規規則の提案を行った。これは、指令であった Directive 2000/13/EC を廃止して、今度は、規則 Regulation として新しく制定し、義務化の範囲も拡大しようとするものであった。

更に、必要な立法形式については、指令ではなく規則によることを圧倒的に支持した。これは、指令を各国の国内法で実施する場合に、各国が制定する国内法相互の間に不整合が生じる可能性があるが、直接加盟国民に適用する規則であればそのおそれがなくなるからである。

同規則の制定に伴い、欧州議会及び理事会規則 (EC) No1924/2006 並びに欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1925/2006 を改正し、欧州委員会指令 87/250/EEC、理事会指令 90/496/EEC、欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州議会及び理事会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC 並びに欧州委員会規則 (EC) No608/2004 を廃止した。

この規則は、欧州連合の官報に掲載して公布した日から起算して 20 日を経過した日から施行。特例として、第 9 条第 1 項(1)の規定(義務的な食品情報)は、2016 年 12 月 13 日から適用し、附則第 VI B 部の規定は、2014 年 1 月 1 日から適用するものとし、それ以外の規定は、2014 年 12 月 13 日から適用しなければならない。

この規則は、その全てが拘束力を有し、かつ、全ての加盟国に直接効力を有する。

2000 年 3 月 20 日付け EU 指令第 2000/13/EC 号が廃止され、2011 年 10 月 25 日、消費者への食品情報の提供に関する規則 EU 規則第 1169/2011 号として制定され、フランスは本指令を「Code de la Consommation (<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGISCTA000006114378/2013-01-02/>)」に転記した。

「Code de la Consommation」では、フランス向けのすべての製品に、製品の原産地によらずフランス語の表示を付けなければならないことを規定している。多言語の表示を使用することができるが、前述の通り表示のみならず、文書、包装、及び商品ではフランス語の使用が必須となっている。既存のフランス語の代わりに外国の名称を使用することは禁止されているが、フランス語で同義の名称が存在しない場合については外国の名称の使用が許可される。

消費者への食品情報の提供に関する規則 EU 規則第 1169/2011 号は EU で調和されているが、フランスにおける表示及び製品成分に関する規制は、EU 内で最も厳しい規制の 1 つである。競争・消費・不正表示防止総局 (DGCCRF) が、これらの規制を実施する責任を負っている。

食品表示に関するファクト・シート (Fiches pratiques Etiquetage des denrees alimentaires)

フランスでは、最新の EU の消費者への食品情報の提供に関する規則第 1169/2011 号に基づき、2020 年 7 月、経済・財務省 競争・消費・不正防止総局 (DGCCRF) により、食品事業者及び消費者に対し、以下の「食品表示に関するファクト・シート」として、情報公開されている。



Etiquetage des denrées alimentaires

Les denrées alimentaires présentées à la vente doivent proposer un étiquetage clair et précis afin d'informer au mieux le consommateur. Quelles sont les obligations du professionnel en matière d'étiquetage des denrées alimentaires (préemballées ou non) ?

Les règles d'information du consommateur sur les denrées alimentaires sont régies par le règlement (UE) n°1169/2011. Ces règles sont différentes selon le mode de conditionnement ou de présentation des denrées alimentaires (préemballées ou non).

L'étiquetage des denrées alimentaires préemballées

Il s'agit d'un produit constitué par une denrée alimentaire, et de l'emballage dans lequel elle a été conditionnée avant sa présentation à la vente. Les denrées préemballées sont des produits le plus souvent vendus dans les rayons de libre-service et soumis à des règles strictes.

► Deux grandes règles doivent être respectées :

- l'étiquetage doit faire figurer diverses informations qui renseignent objectivement le consommateur. Elles doivent être rédigées au moins en français ;

- l'étiquetage doit être loyal et précis ; il ne doit pas induire le consommateur en erreur (composition du produit, origine, etc.).

► Les mentions obligatoires devant figurer sur les produits préemballés sont :

- **la dénomination de vente** qui définit le produit (ex. confiture extra de framboises) ;
- **la liste des ingrédients** mis en œuvre par ordre d'importance pondérale décroissante (y compris les additifs et les arômes). Les ingrédients allergènes doivent être mis en relief ;
- **la quantité de certains ingrédients**, par exemple ceux mis en valeur sur l'étiquetage ou dans la dénomination de vente (ex. gâteau aux fraises, pizza au jambon) ;
- **la quantité nette du produit en volume** (produit liquide) ou masse (autres produits). Si le produit est présenté dans un liquide, l'indication du poids net égoutté ;

食品表示に関するファクト・シート

商品として販売される食品は、消費者に最適な情報を提供するために、明確かつ厳密なラベルで表示する必要がある。食品ラベルに関する要件(包装済み食品であるかそうでないかは問わず)とはどのようなものか？

食品に関する消費者情報の規定は規則(EU)第 1169/2011 によって定められている。これらの規定は、食品の包装の種類や見た目によって異なる(包装済み食品であるかそうでないかは問わず)。

包装済み食品の表示

包装済み食品とは、商品として販売される前に包装された食品及びその包装材料のことを指している。これらは、消費者自ら商品を選び手に取るコーナーで最も売られている製品カテゴリーであり、厳しい規則の下で管理されている。

▶ 2つの重要な規則を守らなければならない

- 食品表示は消費者に対し、あらゆる情報を客観的に提供しなければならない。ラベルへの表示の言語は少なくともフランス語で記載されていなければならない。
- 食品表示は適正かつ正確であり、消費者に誤解を与えてはならない(製品の材料や原産地等)。

▶ 包装済み食品に必ず記載しなければならない情報:

- **製品を表す商品名**。例えば、confiture extra de framboises 最高級ラズベリージャム
- **原材料一覧**。添加物や香料も含め、含有量の最も重いものから順に記載し、**アレルゲン**はハイライトする。
- **特定の原材料の含有量**。例えば、ハイライトされている材料や、商品名に含まれる材料(例: gâteau aux fraises, pizza au jambon イチゴのケーキ、ハムピザ)
- **実容量(液体)又は正味重量(固形)**。製品が液体の中に入った状態で販売されている場合は、水分を取り除いた固形の正味重量(poid net égoutté)
- 微生物学的観点からみて腐敗しやすい商品の**消費期限(la date limite de consommation: DLC)**は「～までに使用すること(à consommer jusqu'au...)」という文言を記載し、その他の商品の場合は、**賞味期限(la date de durabilité minimale: DDM)**、「～までが最も良い状態(à consommer de préférence avant...)」という文言を用いる。これらの情報は全て省略することなく完全に記載しなければならない。

なお、賞味期限(à consommer de préférence avant ...)が記載されている食品は、その期限が過ぎても消費することが可能である。

- 体積の 1.2%以上のアルコールを含む飲料における**体積あたりの保有アルコール度数**
- 食品を販売する業者の**識別コード**。又、この業者は、欧州連合内で設立されていなければならない。販売する企業とは別の企業によって包装される場合は、ラベル上に「EMB」の文字の後に包装センターの住所を記載する(例: EMB A07555)
- 追跡(トレーサビリティ)を目的とした自由形式の**生産ロット番号**
- 必要とされる場合及び/又は特定の保存条件(乾燥した場所に保存するなど)における**取扱説明文**
- 2016年12月13日から義務化された**栄養成分表示**。
 - ✓ 任意でニュートリスコア(Nutri-Score)で補完することができる。Nutri-Score は、A から E までの文字がそれぞれ緑から濃いオレンジまでの 5 段階の色に分けられたマークに関連付けられ、消費者に食品の栄養の質に関する情報を簡略化して提供するものである(栄養表示の項参照)。
- 特定の食品の**原産地表示**。例えば、食肉の場合は、豚肉や羊肉、ヤギ肉、家禽肉の包装済み製品の原産地の表示が義務付けられている。具体的には、飼育・屠殺場所を消費者に知らせなくてはならない。運営者は、任意で動物が出生地を表示することができるが、牛肉に至っては、事前包装の有無を問わず、動物の出生地や飼

育場所、屠殺場所を表示しなければならない。

- ✓ フランスでは、原産地の表示とは、動物の出生地と飼育場所、屠殺場所が一つの国にあることを意味している。加工食品に使われる牛乳や牛肉に対し原産地表示を義務付ける実験も行われている。
- ✓ 食品の重量の8%以上を食肉が占めている場合、その食肉の原産地を表示しなければならない。
- ✓ 食品の50%以上を牛乳が占めている場合も、その牛乳の原産地を表示しなければならない。
- ✓ 原産地を表示しないことで消費者に誤解を与える恐れがある場合は、原産地の表示が強制される。

- **主成分の原産地。**2020年4月1日より、食品の原産地が表示されており、その食品の原産地と主成分となる材料の原産地が異なる場合、該当する材料の原産地を開示することが義務化されている。
 - ✓ 主成分とは、食品の50%以上を構成する材料、又は消費者が通常その食品の名称と関連付ける成分と定義されている。例：製品そのものの原産国がフランスと表示されているケーキの場合、製造に使用されている小麦粉がフランス産でないのであれば、その小麦粉の原産地を消費者に知らせる必要がある。

包装済み食品の表示には、食品事業者の責任の下、使用が規制されている語句や表現(例:「農家(fermier)」や「有機(organique)」)やマーケティングを目的とした優良比較の語句や表現が記載されることもある。

上記の表示には、「天然(naturel)」や「防腐剤なし(sans conservateurs)」などの語句を含め、消費者を誤解させるような記述であってはならない。特に、類似する食品がどれも同じ様な特徴を持つのに対し、特定の成分及び/又は栄養素の有無を強調することによって、あたかも類似する食品と比べて優れているかのように示唆してはならない。

包装済み食品の無店舗販売

賞味期限(DDM)/消費期限(DLC)は食品が消費者に提供されるまで表示できないため例外となるが、食品事業者は、上記の必須情報を無店舗販売が完了する前と販売時に消費者に提供しなければならない。

非包装食品のラベル表示

非包装食品(denrées alimentaires non préemballées)とは、包装せずに商品として陳列され、顧客が食品を購入する際に顧客自身又は顧客の要望に応じて事業者が包装するもの(例:バラ売りの果物および野菜、バゲット状のパン、包装されていない焼き菓子、その他)や、購入される直前に包装されるものを指す。これらの食品の近くには、以下の情報を記載した小さなポスター(サイン)を設置しなければならない:

- 商品名
- アレルゲン(該当する場合)
- 商品の物理的な状態(例:「解凍(décongelé)」)
- 牛肉においては、その出生地や飼育場所、屠殺場所。原産地を表示した場合、出生地と飼育場所、屠殺場所が同じ国であることを意味する。

参考文献

- 2011年10月25日「消費者への食品情報の提供」に関するEU規則第1169/2011号
2013年12月13日「羊、ヤギ、豚、家禽肉の原産国表示」に関するEU規則第1337/2013号
2000年7月17日「ウシ科動物の識別および登録システムの確立と牛肉および牛肉製品のラベル表示」に関する規則第1760/2000号
2015年4月17日「アレルギー及び非包装食品に関する消費者情報」に関する政令第2015-447号
2014年12月11日「食品に関する消費者情報」に関する政令第2014-1489号
2016年8月19日「牛乳と原材料として使用されている牛乳および牛肉の原産地表示」に関する政令第2016-1137号

本書の内容はあくまでも情報提供を目的としており、必ずしも網羅的なものではなく、公式の情報に代わるものではない。

追加情報については、該当する文献を参照するか、住民保護局(DDPP)または社会統合人口保護局(DDCSPP)に問い合わせたい。